

中世後期における豊前一宮宇佐宮の動向

大内氏との関係を中心に

永田忠靖

Usa Shrine, the Ichinomiya of Buzen Province, in the Late Medieval Period and its Relationship with the Onchi Clan

NAGATA Tadayasu

はじめに

- ① 大内時代の宇佐宮の状況―応仁の乱以前―
- ② 大内時代の宇佐宮の状況―応仁の乱以後―
おわりに

【論文要旨】

中世後期において宇佐宮と大内氏は、相互利益と相互補完という蜜月の関係を築いてきた。それは、大内義弘が豊前支配に乗り出した応永期から大友氏に豊前支配を許す天文期までの約百数十年間と長きに渡るものであった。そこで応仁の乱前後に区切りをつけて、その動向を追ったが、応仁の乱以前では宇佐宮はそれまで怠っていた造営と祭祀執行を果たすという課題を負っており、大内氏の登場によりそれらは解消するに至った。そして大内氏は豊前支配に対して宇佐宮の荘園体制に依拠した掌握を進めていた。この段階では、お互いに為すべき目標があったので、それほど大きな問題も無く、相互に成熟期を迎えることができたのであるが、その成熟期を過ぎる応仁の乱以後では、惰性的な関係が継続されていくことになる。大内氏はそれまでの保護政策を継承しつつも、宇佐宮に対して課役していくという動きを見せ始める。しかし、宇佐宮はこれまでの関係を継続すべきが如く、「愁訴」「先例」「社例」を用いること

で既得権益を維持していこうとしたのである。そういう意味では応仁の乱前の宇佐宮は、造営や祭祀復興、そして神威向上など積極的な「主体性」を見せていたのであるが、それがある程度達成された時には次第に「主体性」を欠く慢性的なものとなった部分もあるのではないだろうか。大内氏も、目まぐるしく変化を遂げる乱世において、そういった停滞した関係からの脱却を望まなければならなかったであろうが、宇佐宮の荘園体制に立脚する支配体制を取り込んでいる状況では儘ならないものであっただろう。こうした矛盾からも、次第に相互の信頼関係を希薄にしていく様子が見え隠れするようになったと考える。先例及び社例を重んじ造営や祭祀を執り行う神社にとつて、それらが緩急することはゆゆしき問題であった。それがゆえに、その維持のために権力者との関係は必要不可欠であった。しかし、その関係とは非常に流動的なものであり、中世後期の社会情勢では、常に変化するものであったはずである。

はじめに

近年、中世後期における一宮を対象とした研究が多くなされてきている。そこには、大名と一宮の関係が如何なるものかについて、そして在地社会の中心であった一宮を大名が領国経営のなかでどのように位置づけているか、様々な視点から論究されている⁽¹⁾。併せて近年の守護領国制の研究においても、中世後期の支配秩序が「幕府・守護」の枠組みではなく、その地域に根付く国人を代表とする在地勢力を加えた体制によって守護領国制が成り得ていたとされてきている⁽²⁾。そうであるならば、大名の領国経営において、国人層など在地勢力をいかに掌握していくかは大きな要点であったであろうし⁽³⁾、一宮の研究が、地域論を交えてくることは自然の流れである⁽⁴⁾。実際に、一宮と国人層が結びついて、大名の侵攻に対して抵抗する国もあつたほど、一宮と在地勢力との結びつきは強いものであり、一宮自身も莊園を基盤とした在地勢力の側面を有していたことを踏まえておく必要があるだろう⁽⁵⁾。こうした状況の中で、国人層を含めた諸層の精神的支柱であつた一宮を自らの手中にするかは大名にとって必要不可欠の事項であつたと思われる。ゆえに、これまでの先行研究における論の根底には、大名が在地支配を円滑に成し得ていくために一宮をどのように掌握していったかに焦点が当てられる傾向にあると思われるのである。

応仁の乱以後、地方まで飛び火した戦乱のなかで、一宮のみならず多くの神社では祭礼が滞り、また神領の押領などにより経営困難に陥っていた。その中で、いかに神社を維持し、神社の本質である祭礼を執り行つていくかが神社にとっては大きな命題であり、そのために神社は大名や国人などの権力者との関係を常に持つていかなければならなかった。そういう意味では、一宮へのアプローチを求める大名などの権力者にとって、

経済的援助を中心とした一宮への関与及び介入はしやすいものであり、一宮からしても、ある程度の不自由さはあつても相互利益としてそれを受け入れていたことは言うまでもない。最近では、経済的な視点での論のみならず、大名の祭礼などへの関与について言及されるようにもなつてきているが、やはりいずれにせよ大名支配から見た構図から脱却するには至っていないのが現状である⁽⁶⁾。ゆえに、こうした大名から見た一宮という構図のみならず、一宮の視点から大名を捉えるという相互理解を深めていくことが重要となつてくるのではないだろうか。

さて戦国期における大名の一宮への介入は、社家が大名に被官するという大名の支配組織に組み込まれることが多かつたために、大名の栄枯盛衰が、一宮における栄枯盛衰に繋がることもしばしばあつた。例えば、駿河国一宮浅間社では、守護今川氏に被官していた大宮司富士氏が武田氏の駿河侵攻により敗走したために、武田氏によって社人の再編成がなされることがあつた⁽⁷⁾。また越前国一宮氣比宮では、織田氏による朝倉氏の滅亡後、社人が朝倉方に被官していたために社領の没収を受けている⁽⁸⁾。このように一宮と権力者との関係が密接であるがゆえに、一宮の衰退をもたらす結果も生じていた。

このような不安定な状況のなかで一宮が、ただ受け身の姿勢で大名の動向に左右されながら、それに追従していたのであろうか。これまで拙論において、筑後国一宮である高良社と筑前国太宰府天満宮の戦国期における動向を論じる中で、内部の分裂、権力者による破却など社内弱体化を経験することで、周囲から影響を受ける存在から「主体性」を示す存在へと脱却していったのではないかと示してきた⁽⁹⁾。このような動きが、決して普遍性を持つものではないことは断っておかなければならないが、中世から近世の過渡期である戦国期は、社会の転換期のみならず神社にとつても大きな変化をもたらす時代であつたはずである。今回は、豊前国一宮である宇佐宮の中世後期における動向を大内氏

との関係を追いながら、宇佐宮では高良社や太宰府天満宮のように「主体性」を持ち得ていたのかを論じていきたいと考える。この大内期における宇佐宮の動向から「主体性」を導き出せるのであるならば、大内氏滅亡後における豊前支配を行う大友氏と宇佐宮との関係も自ずと見えてくるはずであり、おそらくそこから宇佐宮が戦国期に三度も大友宗麟によって破却を受けるという稀有な状況を明らかにする大きなヒントを得られると思われる。⁽¹⁰⁾この宇佐宮の大友氏による破却については、以前拙論でも一度触れている論点ではあるが、⁽¹¹⁾その時には大内氏と宇佐宮との関係にあまり触れることができなかったという猛省を踏まえ考察をしていきたいと思う。

① 大内時代の宇佐宮の状況―応仁の乱以前―

まず本題に入る前に、中世前期における宇佐宮の状況を概観しておく。宇佐宮の祭神は応神天皇、神功皇后及び比売大神の三柱である。養老年間（七一七―七二四）における隼人征討により朝廷との関係を深めていき、それ以降も道鏡事件における神託など中央との関わりを強めていた。⁽¹²⁾また神仏習合が他の地域よりも早期に進んでおり、八世紀末には、八幡大菩薩と菩薩号を授かっている。⁽¹³⁾平安末期には、武士による八幡信仰が盛んになり、武神としての性格が強くなっていき、全国的な信仰の展開がなされた。その勢力は信仰に留まらず、多くの荘園を所有するなど経済的基盤を得るに至った。⁽¹⁴⁾井上聡氏は、中世における宇佐宮社領の支配体制に関して、宇佐宮が自立的な支配体制の確立を目指していたことを示している。これは、国衙などの権力層を排除し、大宮司に諸権限を収斂させ、神官の私領を社内における職掌によって免田として給することで、大宮司と神官の関係を、それまでの神事を中心とした序列から土地を基盤とした主従関係に再編成するものであった。⁽¹⁵⁾しかし鎌倉

以降、地頭による荘園の押領が激しくなるにつれ、宇佐宮の経済崩壊が起こり、造営や祭礼がままならない状況に陥った。また、宇佐宮の社家等も自領保護のために武士化を進めていくようになり、神事など本来の奉仕が疎かになるほどであった。しかし、南北朝期までは、幕府や国衙の援助により辛うじて、造営や祭礼を執り行うことができた。

中世における宇佐宮の神職制度に関しては、中野幡能氏が詳細にまとめられているが、大きくは宇佐氏・安心院氏ら大宮司家、下宮社司番長職の永弘氏を中心に組織されていた。南北朝期に至ると、宇佐氏は北朝方に宮成氏、南朝方に到津氏と分裂する。南北朝期を契機に社家が分裂する例として最たるものが、出雲国一宮である杵築社であろう。杵築社は、国造家によって国造上官制が敷かれることによって地域支配権力が確立するのであるが、国造家が千家・北島両国造に分裂することを機に、それぞれが社人を組織化するようになった。しかしこのことが、長期間に渡る両国造の相論を生ずるに至った。戦国期に入ると、この両国造の相論に対して尼子氏が介入することになり、結果として杵築社全体が大名権力への依存を高めていくことになった。⁽¹⁶⁾その点、宇佐宮では宇佐氏が分裂したからといって、宇佐宮の社家も分裂するということはなかった。⁽¹⁷⁾むしろ何か有事が起きた際には、神官や社僧は僉議（相談）をした上で連署を以って事にあたる場合もあり、個々の動きよりもまとまりのある動きをしていくことには注目できる。⁽¹⁸⁾

さて南北朝期に入ると、それまでの幕府や国衙による経済的援助にも翳りが見え始めるようになるのであるが、その頃に宇佐宮と強く関係を持つようになったのが、豊前国の支配に乗り出していた大内氏であった。村上豊喜氏は、大内氏は宇佐宮を掌握するために、大宮司職の補任に大きく関わるようになったことを示している。これは、大宮司が神官社僧などに対して職掌によって名を安堵する権限を有していたことによるものと考えられる。中世の宇佐宮において、大宮司と神官社僧らは、土地

を媒体とした知行関係を構築しており、ゆえに大宮司のみを掌握することで宇佐宮をある程度まとめることができたからであろう。⁽¹⁹⁾そして、宇佐宮の荘園体制に依拠した支配体制を確立することを進めることになったがゆえに、基本的に大内氏は宇佐宮に対して、保護政策という姿勢を取っており、祭礼の復興や造営事業などを積極的に取り組むことが必要になったと思われる。その点では、大名権力が一宮を領国支配の一端として保護をしていくのとは異なり、大内氏にとっての宇佐宮は、豊前支配における下地であったことに理解を求めていく必要があるだろう。もちろん、根底にあるのは、あくまで宇佐宮の掌握は一宮としての存在を豊前国支配に転用することにあることを再確認しなければならない。

村上氏は、大内氏が大宮司補任の推挙権を得ていくのが、応永四年（一二九七）以降としているが、同年に大内義弘が大宮司に対して「當社造營事、社官談合候て、秀可承候、依時宜可相計候、於是非不可有等閑候也」と社殿造營を疎かにしないよう書状を送っている。⁽²⁰⁾このことから、応永四年以降が大内氏による本格的な宇佐宮への掌握の始まりとして良いのではないかと思われる。また応永二十二年（一四一五）には大内盛見により、大内氏の宇佐宮に対する基本的スタンスを示す宇佐宮掟書が出され、大宮司家である安心院正和はこれに対して請文を出している。⁽²¹⁾その内容は、「一當社御祭礼并修理（造）等事、不可有緩怠儀之矣」・「一雖為社訴不請御吹拏者、一切不可致訴訟（後略）」・「一於社例者、雖執申、至非儀者、以神威申之輩雖在之、更不可令許容之矣」の三カ条から成る。ここで注目したいのは、三番目の「於社例者、雖執申」という部分である。これは、大内氏が宇佐宮の社例を尊重していくことを示している。⁽²²⁾また応永二十五年（一四一八）には五カ条に渡って、そして応永三十年（一四二三）には一四カ条に渡って、造営に関する掟書が大内氏により沙汰されるのであるが、その内容は応永二十二年における掟書より、より具体的な内容が示され、大内氏の宇佐宮に対する関与が

着実に進んでいることがわかる。⁽²³⁾また神事などの再興についても、応永二十二年の掟書に触発されたのか、応永二十六年（一四一九）頃に、いくつかのような神事及び仏事が宇佐宮内で行われるかを記した「宇佐宮年中月並神事式日大略」が著された。⁽²⁴⁾応永二十六年は造営が着工された年でもあり、⁽²⁵⁾これ以降、造営に関する神事を始め、多くの神事や仏事が執行そして再興されるに至った。⁽²⁶⁾南北朝期の動乱により不安定な状況にあった宇佐宮にとって大きな節目となったことであろう。

享徳四年（一四五四）には、大宮司到津公弘により「宇佐宮齋會式」が編纂される。これは宇佐宮で行われる年中行事（神事及び仏事）に関して事細かに記したものであり、神饌から社職の配置など一切祭礼に必要な事項がまとめられている。このように祭礼に関して詳細なる神事記が編纂されることは、宇佐宮が安定期を迎えたことの現れであると思われる。⁽²⁷⁾これまで記してきたように、応仁の乱以前の宇佐宮は、大内氏の保護下において造営や祭礼を充実させるに至った。しかし、これは大内氏が宇佐宮の造営と祭礼を通した豊前支配を行うという政治的意図に組み込まれたものであった。しかし、造営と祭礼執行を望んでいた宇佐宮と豊前支配を迅速に行いたい大内氏との利害関係が一致したからこそ、スムーズにかつ、応永年間後期に集中して、造営及び祭礼が執行されていくに至ったと考えられる。

②大内時代の宇佐宮の状況―応仁の乱以後―

一節で見てきたように、宇佐宮と大内氏は相互補完をしながら良好な関係を維持していたようであるが、村上氏が論じているように、大内氏の豊前支配は宇佐宮の荘園制、つまり役職名田体制に立脚していたために、宇佐宮を前面に出す政策を打ち出さざるを得なかった。その宇佐宮を前面に出すことが、まさしく造営や祭礼執行であったということにな

るだろう。⁽²⁸⁾ なぜなら、豊前国一宮である宇佐宮に対して、豊前国内の在地領主たちにこれら造営や祭礼に関わらせることで彼らの掌握が成し得やすかったからである。ゆえに、大内氏は宇佐宮に対してあまり強硬な態度を取ることが難しかったと思われる。むしろ保護政策という路線は、大内氏の豊前支配には必然的な流れであったかもしれない。

この宇佐宮と大内氏の関係により、宇佐宮の神官社僧らはしばしば大内氏に対して愁訴を願い出ることがあった。その中でも、文正元年から文明八年（一四六六―一四七六）にかけて幾度か神官等が連署を以って訴えを行っていることには注視できる。文正元年（一四六六）には、神官等が修理所別當職及び同免田安堵に関して愁訴をしているが、そこには「捧明白之公驗證文等致訴訟也、然者任運被成安堵御成敗」とあり、かなり強気な態度が見取れる。また文明二年（一四七〇）には、少貳頼忠による神領押領に対する訴訟の沙汰に関して「先祖代々被加下知厳重神領^并奉寄地悉以押領之間、去年當年數ヶ度致訴詔（訟）処、表者雖被成裁許之判形、裏者猶以押領之沙汰」と表裏があるとして、神官社僧等が連署を以って公家武家に対し、その裁許を求めて僉議を行っている。更にこの連署では、「就中伊勢大神宮二十一箇年造贊（替）課役、雖相懸本朝六十余州、於鎮西無其沙駄（汰）事、三十三年仁當社為造贊（替）料所也、然者九国二嶋皆以當宮進止之地也」と記しており、宇佐宮の位置づけを高めようとする思惑も見取れる。⁽³⁰⁾ その他にも、文明七年（一四七五）の宇佐宮法鏡寺の修造及び神寺役勤仕に関する神官等の連署や文明八年（一四七六）の若宮諸司が買取りした下女に関して一五六人に及ぶ惣神人による連署などが見られる。⁽³¹⁾ このような動きが慢性的に行われていたわけではなかったが、享徳二年（一四五二）の「八幡宇佐宮縁起」や享徳四年（一四五四）の「宇佐宮齋會式」の編纂、そしてこの文明二年（一四七〇）の連署の内容からして、一五世紀後半は宇佐宮にとって成熟した時期を迎えたとして理解できるのではないだろ

うか。大名権力の枠に組み込まれながらも、宇佐宮の神威向上及び神官社僧等による僉議に基づく愁訴などしつかりと「主体性」を帯びながら宇佐宮のスタンスを発していたと思われる。

さて大内氏の宇佐宮を通じた豊前支配も宇佐宮と共に成熟期に入ってきたようで、大内政弘期（応仁・文明期）以降、豊前においても段銭の賦課が行われるようになってくる。この段銭の賦課に関しても宇佐宮の荘園体制に依拠していたようであり、宇佐宮公田に賦課された段銭は宇佐宮の神用銭という性格を帯びさせることで、豊前一帯の段銭賦課をなし得ていた。⁽³²⁾ 文正二年（一四六七）の国東郡の段銭一貫八百文に対して「為田染庄之内宇佐御神領□田染神主重見沙汰皆納如件」とあり、段銭が田染神主の沙汰として納められている。⁽³³⁾ また、永正七年（一五一一〇）の大内氏奉行人連署では、「宇佐宮年中御神銭柒拾六貫參百文（中略）以宇佐郡今秋段銭之内、對社家□人有勸渡」ということで宇佐郡の段銭が神用銭とされていたことがわかる。⁽³⁴⁾

このように大内氏が宇佐宮の荘園体制を基盤に豊前領国経営をしている状況は、宇佐宮にとって非常に都合であったことがわかるのであるが、大内氏は宇佐宮に対して何かしら負担を課することは無かったのであるろうか。このことは、大永元年（一五二二）十二月十四日付書状から大内氏の宇佐宮に対する格別な配慮から読み取ることができるだろう。そこには、「當國宇佐領事、從前々諸典役御免許之条、間別事可被成奉書候之処處、今度間別之事、國中不謂免許、可被申平□^{均也}之由被仰出之条、可為如何之由、被申通令披露候、雖然、宇佐領事者、異他之間、別而可被免除之由、重而申由候、恐々謹言」とある。⁽³⁵⁾ 「從前々諸典役御免許之条」とあるように、宇佐宮には課役が無かったと受け取れるが、果たして実態はどうであったであろうか。時をほぼ同じくして、永正十八年（一五二二）に、宇佐宮の神官等により陣夫の免許を請う愁訴が出されている。⁽³⁶⁾ これは大内氏が、宇佐宮に対して課役をしようとしていたこと

を示すものとして捉えてよいだろう。この愁訴に関して、神官等は「□今度陳夫愁訴之儀、去應永年中當社領御免許御奉書、御家ニ被留置候」と課役の免除を応永期の先例に求めている。この愁訴に関しての結論というわけではないが、大永三年（一五二三）に大内奉行人より宇佐宮神官等に対して、宇佐郡における寺社領陳夫免許の訴えを退けられた旨が伝えられている⁽³⁷⁾。これまで宇佐宮に対しては柔軟な対応してきた大内氏が、なぜこのように愁訴を却下したかは、この前年である大永二年（一五二二）の全十四条からなる掟書から見取れないだろうか⁽³⁸⁾。この掟書は宇佐宮作事方について定められたもので、その第一条には「一去應永年中 國清寺殿様御再興の時の支證をもて可被守之」とある。ここでの「國清寺殿様」とは大内盛見のことを示しており、第一節で述べた応永期の掟書を守ることが記されており、大内氏の宇佐宮に対する先例重視の態度が改めて示されている。しかし、第八条では「一（前略）普請夫定役在之、この外社官衆領事、先年妙見尾城誘おほせ付けらる、時、彼儀御免ニをひては、社用夫事可致馳走之由、雖被申、いまに社用をも無沙汰候」とある。これは、宇佐宮社官衆に城誘を命じたが、これを免除されるならば社用夫を抛出すとしながらも、社官衆が無沙汰していることを示している。このことだけで、先ほどの愁訴却下の理由として求めるには聊か無理もありそうだが、少なくとも神官等に対して大内氏側が不信感を抱く部分があったであろうことは推測できる。おそらく宇佐宮にとっては、応永以降のスタンスを維持していくためにこれまでの既得権益を守る意図で大内氏と対応していったのであろうが、それがかえって相互の思惑のズレを生じさせ、次第に齟齬するようになったと思われる。

おわりに

中世後期において宇佐宮と大内氏は、相互利益と相互補完という蜜月の関係を築いてきた。それは、大内義弘が豊前支配に乗り出した応永期から大友氏に豊前支配を許す天文期までの約百数十年間と長きに渡るものであった。今回は応仁の乱前後に区切りをつけて、その動向を追ったが、今一度簡単にまとめておきたいと思う。応仁の乱以前では宇佐宮はそれまで怠っていた造営と祭礼執行を果たすという課題を負っており、大内氏の登場によりそれらは解消するに至った。そして大内氏は豊前支配に対して宇佐宮の荘園体制に依拠した掌握を進めていた。この段階では、お互いに為すべき目標があったので、それほど大きな問題も無く、相互に成熟期を迎えることができたのであるが、その成熟期を過ぎる応仁の乱以後では、惰性的な関係が継続されていくことになる。大内氏はそれまでの保護政策を継承しつつも、宇佐宮に対して課役していくという動きを見せ始める。しかし、宇佐宮はこれまでの関係を継続すべきが如く、「愁訴」「先例」「社例」を用いることで既得権益を維持していくとしたのである。そういう意味では応仁の乱前の宇佐宮は、造営や祭礼復興、そして神威向上など積極的な「主体性」を見せていたのであるが、それが程度達成された時には次第に「主体性」を欠く慢性的なものとなった部分もあるのではないだろうか。大内氏も、目まぐるしく変化を遂げる乱世において、そういった停滞した関係からの脱却を望まなければならなかったであろうが、宇佐宮の荘園体制に立脚する支配体制を取り込んでいく状況では儘ならないものであっただろう。こうした矛盾からも、次第に相互の信頼関係を希薄にしていく様子が見え隠れするようになったと考える。

宇佐宮は大友氏が豊前侵攻を激しくする天文期に入ってから、天文二年（一五三三）には、大友方の兵が宇佐宮を狼藉するにあたり神官社僧が連署して下知を請うのであるが、そこには「則可任社例之由一社例衆儀候」とある⁽³⁹⁾。また天文十一年（一五四二）には神事延滞に対して條々

を訴える際にも「何茂社家先例之条、致言上候」としている⁽⁴⁰⁾。そして天文十七年（一五四八）では、公儀下行の禄馬が平均支配されないことに對して、「公儀御下行禄馬事、従往古至応永年中御造営者、至一社中御配當候也処」と応永期の先例を持ち出している⁽⁴¹⁾。枚挙に暇がないのでこれに留めておくが、これらの事例を挙げたのは、宇佐宮が「先例」を多用することに対して批判をするためでは決してない。ただ、造営や祭礼に對して「先例」と「社例」を用いることと、課役などの負担に對して用いることへの線引きが必要であったのではないかと思われる。おそらく、応永期における大内氏の掟書は、当時の宇佐宮にとつて非常に心強いものであつたに違いない。第一節で記した通り、宇佐宮は遷宮や祭礼の復興を通して、前向きな「主体性」を確立していったと思われる。しかし、大内氏との長い蜜月関係の中で、少なからずその状況に依存しすぎた部分があつたのではないだろうか。

先例及び社例を重んじ造営や祭祀を執り行う神社にとつて、それらが緩怠することはゆゆしき問題であつた。それがゆえに、その維持のために権力者との関係は必要不可欠であつた。しかし、その関係とは非常に利己的なものであり、中世後期の社会情勢では、常に変化するものであつたはずである。冒頭でも触れたように宇佐宮は、大内氏が滅亡した後、豊前支配を進める大友氏により三度、破却を受けている。この宇佐宮が破却を受ける原因はどこにあるかということは、次の機会に譲るが、おそらく宇佐宮は大友氏に對して、大内氏と同様の関係を求めていたのではないだろうか。それが大友氏にどのように映つたかは、破却という結果に帰結するかもしれないが、今後の宇佐宮の大内氏と大友氏への対応を相対化させていくためにも、今回はその前提となる宇佐宮と大内氏の動向をまとめられたのは大きな手がかりとなるはずである。

〔追記〕

脱稿後、中世期の宇佐宮に關して、田村正孝氏により精緻な研究論文が発表された。平成十九年に発表された「室町期における宇佐宮の祭祀・造営再興」〔『年報中世史研究』第三十二号〕では、応永期の宇佐宮の再興に關して、『応永再興記』を中心史料に用いながら、応永期の再興に尽力した大内盛見が、従来の一宮と守護大名との関係の枠を越えた、幕府と守護大名との関係を強化するための一環として、宇佐宮の再興を行つていたということを詳細に論じている。また、平成二十年には、「部会報告 中世宇佐宮の変容―宗廟から一宮―」〔『ヒストリア』第二〇八号〕と題した研究発表の内容が記されている。中世における宇佐宮は宗廟と一宮という二つの性格を持つていたとし、中世前期では朝廷とのつながりの中で、宗廟としての役割を求められていたが、次第に朝廷よりも幕府、そして守護大名へとその関係をシフトすることで、中世後期に至ると、国家的な祭祀から豊前一国内に留まる一宮としての祭祀になつていったということがその中では示されている。私も大方ではあるが、その流れには妥当性を考える。応永期の宇佐宮の再興が大内盛見の幕府との関係性を強化する意図があつたということ、そしてそれにより豊前国内外に對する政治的パフォーマンス効果を図るなど大きな意味もあつたことであろう。

今回の私の拙論では、田村氏のように大内氏がいかに宇佐宮を媒介とした豊前支配を進めていき、幕府や朝廷などにその存在性を示していったかというところに主眼を置くよりは、宇佐宮にとつても衰退している状況から脱却するための方策として大内氏の動向が追い風になつたのではないかと考えてきた。常に時代の先読みをしながら生きながらえていく下克上の世において、既得権益に強い依存性を持つてきたであろう社寺というものが、どれほど先を見据えた対応をなし得てきたであろうかは、今後の研究課題になるであろう。

註

- (1) 渡邊大門「中世後期における播磨国一宮伊和神社の存在形態」
山本高志「中世後期における守護河野氏と伊予国一宮」
堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」
〔右記論文共「一宮研究会編『中世一宮制の歴史の展開』上 岩田書院、二〇〇四〕
- 諸国一宮に関する研究は、近年の一宮研究会の研究成果である、中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、二〇〇〇）により大きな進展を遂げている。しかし、一宮の実態を明らかにしていくことが必ずしも一宮制の普遍性を求めるものではなく、「多様性」というキーワードに収斂されているのが現状である。諸国における一宮の成立、そしてその解体が足並みを揃えないことは地域的偏向や史料の残存状況など、これまでの先行研究で論じられているが、その「多様性」から一宮制を捉えていくためには、個々の一宮研究を充実させていき、その成果を有機的に結びつけていく必要があるだろう。
- (2) 中村知裕「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」
〔福岡大学大学院論集』三十一号 二〇〇〇〕
- (3) 山崎嘉照「戦国期豊前国宇佐宮における地域社会論」
〔福岡大学大学院論集』三十一号 二〇〇〇〕
- (4) 田村正孝「中世後期における信濃国一宮諏訪社と地域」
〔ヒストリア』一九九二 二〇〇六〕
- 田村氏は、武田氏が諏訪地方の支配を進めていく中で、信濃一國から課役するというそれまでの諏訪社の造営負担の形式を武田領国内のみに賦課させることにより、諏訪社を中心とした地域性を解体させていったことを論じている。
- (5) 長谷川忠崇「飛州志」（住伊書店、一九〇九）
飛騨国一宮である水無社では、金森長近が飛騨侵攻に際して、水無社一宮民部少輔長綱の嫡男である三木三沢が国人集と結託して一揆を起し、水無社に立てこもったために攻められた。
- 藤巻正之編『国幣中社中山神社史料』（中山神社、一九三三）
美作国一宮である中山社では、尼子氏が美作に侵攻した際に、国人や農民らが中山社に立てこもり、土一揆を起したために兵火に遭った。
- (6) 平山優「戦国期甲斐国一・二・三宮祭祀と地域社会」
〔同著『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、一九九九）
大塚俊司「豊後国一宮由原宮の放生会と大友氏」〔日本歴史』六九三号 二〇〇六）
- 大塚氏は、大友氏が国衙権力の継承の中で、由原宮を掌握し、緩怠していた放生会を再興していくことを示し、そしてその放生会に大友氏が参列することで公権力を誇示していたことを論じている。
- (7) 大久保俊昭「戦国大名今川氏の宗教政策―富士大宮浅間神社を中心に―」
〔地方史静岡』十四 一九八六）
浅間神社編『浅間文書纂』（官幣大社浅間神社社務所・一九三二）
- (8) 「第八社傳記部中」（官幣大社氣比神宮編『氣比宮社記』全 氣比神宮、一九四〇）
- (9) 拙論「戦国期における太宰府天満宮留守職について」
〔神道研究集録』第十九輯 二〇〇五）
拙論「戦国期における筑後国一宮高良社と周辺勢力との関係について」
〔神道宗教』一九九二・二〇〇五）
- (10) 永祿四年（二五六二）七月二十日「歴代鎮西要略」
天正四年（二五七六）十二月九日「宇佐宮本殿末社并堂社炎上考略記」
天正九年（二五八一）十一月十九日「益永文書」
〔中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十三 宇佐神宮庁、一九九八）
- (11) 拙論「大友義鎮における社寺破却の意図について」
〔神道宗教』一九二二号 二〇〇三）
- (12) 『日本書紀』宝龜三年（七七二）四月丁巳（七日）条
- (13) 『新抄格勅符抄』十（神事諸家封戸） 延暦十七年（七九八）十二月二十一日官符
- (14) 西谷正浩「中世宇佐宮領の生成」〔福岡大学論叢』一三八号 二〇〇三）
- (15) 井上聡「宇佐神宮における中世的支配体制の成立」
〔史学雑誌』一〇五十四 一九九六）
- (16) 大社町史編集委員会編『大社町史』上巻（大社町、一九九三）
前掲(9)（拙論「戦国期における太宰府天満宮留守職について」）
太宰府天満宮でも、留守職である大鳥居士と小鳥居士がその職に関して相論を繰り返すことで、大内氏や大友氏の介入を許すことになり、社内が分裂する状況に陥った。
- (17) 中野幡能「中世における宇佐宮の神職制度」〔神道学』十二号 一九五七）
- (18) 応永八年（一四〇一）九月三日 検断使不可入部子細事會議「高牟禮文書」
- (19) 村上豊喜「中世後期の守護権力と地方権門―大内氏と宇佐宮を中心に―」
〔日本史研究』一九〇号 一九七八）
- (20) 応永四年（一三九七）四月十一日 大内義弘書状「到津文書」
- (21) 応永二十二年（一四一五）十月十七日 安心院入道請文「宮成文書」
- (22) 享徳二年（一四五二）十二月十五日 大内教弘書状「到津文書」

就宇佐宮太官司職事、御遵行如此、社職(云々)云神領、守先例可被沙汰渡當任専使之由候也、仍執達如件、

享徳二年十二月十五日

沙 弥 (花押)
備中守 (花押)

杉伯耆守殿(重)

大内教弘が、大宮司の補任及び社職や神領に対し、先例を守ることを示している。また同日付の「杉重綱書状」(到津文書)には、大宮司職が大宮司家(宮成・到津・安心院ら)による巡役であることを到津公弘に沙汰する旨が示されている。

(23) 応永二十五年(一四一八)十二月十七日 大内盛見掟書「小山田文書」

応永三十年(一四二三) 四月十六日 宇佐宮条々御事書「到津文書」

(24) 応永二十六年(一四一九)頃 宇佐宮年中月並神事「到津文書」

(25) 応永二十六年(一四一九)三月二十七日「宇佐宮現記」

(26) 「仁王般若経講読の再興」

応永二十八年(一四二二)八月頃 宇佐宮年中齋會注文案「到津文書」

〔宇佐宮年中齋會の再興〕

応永三十年(一四二三) 宇佐宮年中齋會注文案「到津文書」

(27) 享徳四年(一四五四)七月「宇佐宮齋會式」(宮成本)

遡ること享徳二年(一四五二)には、「八幡宇佐宮縁起」(到津文書)が編纂されてお

り、この頃の宇佐宮では神威向上を目指す動きをしていたのであろうか。

(28) 前掲(19)

(29) 文正元年(一四六六)閏二月 修理所知行愁訴諸官連署「益永文書」

(30) 文明二年(一四七〇)十月 筑前国御神領押領僉議「益永文書」

(31) 文明七年(一四七五)八月 宇佐宮法鏡寺之事「法鏡寺文書」

文明八年(一四七六)十月十九日 若宮諸司下女之事「到津文書」

(32) 前掲(19)

(33) 文正二年(一四六七)五月八日 国東郡段錢之事「永弘文書」

(34) 永正七年(一五一〇)七月十九日 大内氏奉行人連署「永弘文書」

(35) 大永元年(一五二二)十二月十四日 杉興重・興豊連署「到津文書」

(36) 永正十八年(一五二二)七月三日「永弘文書」

(37) 大永三年(一五二三)七月十四日 御陣夫御免許御奉書案文「永弘文書」

(38) 大永二年(一五二二)三月 就宇佐宮御作事方、條々御法度事「小山田文書」

(39) 天文二年(一五三三)三月二十八日 宇佐宮神官社僧等連署「永弘文書」

(40) 天文十一年(一五四二)閏三月六日 杉民部入道宛案文「永弘文書」

(41) 天文十七年(一五四八)二月二十六日 益永宗輔宛連署「益永文書」

※註(18)・(20)・(21)・(23)・(24)・(25)・(26) における史料

(中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷九 宇佐神宮庁、一九九二)

※註(22)・(27)・(29)・(30)・(31)・(33) における史料

(中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十 宇佐神宮庁、一九九三)

※註(34)・(35)・(36)・(37)・(38) における史料

(中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十一 宇佐神宮庁、一九九四)

※註(39)・(40)・(41) における史料

(中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十二 宇佐神宮庁、一九九五)

(國學院大學大学院特別研究生、

国立歴史民俗博物館共同研究協力者)

(二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)

Usa Shrine, the *Ichinomiya* of Buzen Province, in the Late Medieval Period and its Relationship with the Ouchi Clan

NAGATA Tadayasu

In the late medieval period, Usa Shrine and the Ouchi clan established a close relationship that was mutually beneficial and complementary. This relationship lasted for well over a hundred years from the Ouei era (1394-1428), when Ouchi Yoshihiro began to rule Buzen, to the Tenbun era (1532-1555) when they relinquished control of Buzen to the Otomo clan. This study traces their relationship ending around the time of the Onin War (1467-1477). Prior to the Onin War, building had been neglected at Usa shrine and it also faced various problems concerning the performing of religious rites, but the appearance of the Ouchi clan solved these problems. The Ouchi clan's control of Buzen relied on the *shoen* system of Usa Shrine. At this stage, this was not a major problem since they both had their own objectives and it enabled both the clan and the shrine to blossom. However, after the Onin War, when they were past their heyday, they continued their relationship, but only through sheer inertia. While the Ouchi clan continued with its earlier protective policies, it started to show signs of wanting to impose payment of produce and service taxes (*etsuki*) on the shrine. However, wanting the relationship to continue as it had up until then, the shrine sought to maintain its vested interests by complaining and citing custom and its annual calendar of events. In this sense, whereas before the Onin War Usa Shrine had shown active "independence" through the restoration of its buildings and religious rites and the enhanced prestige of its *kami*, by the time it had largely achieved such improvements there must have been aspects that were in a chronic state and had gradually come to lack "independence." During the turbulent years of war when heady changes occurred, the Ouchi clan must have wanted to extricate itself from the stagnant relationship that had developed, but could not afford to do so on account of its system of control that was built on the *shoen* system of Usa Shrine. It is plausible that from this contradiction as well, there gradually came to be glimpses of a weakening of their relationship of mutual trust. For a shrine that erected buildings and performed religious rites and set great store on custom and annual events, neglecting such things was a serious problem. It was for this reason that it was absolutely necessary to have a relationship with those in power in order to maintain such activities. However, such relationships were extremely fluid, and under the social conditions of the late medieval period, they would have changed constantly.